

## 審査の結果の要旨

氏名 福嶋 尚子

現代日本の学校評価では評価を通じての一定水準の教育の質の保証やその向上が目的に据えられているが、評価対象は教育活動や学校経営の領域が中心で、質保証の責任も学校や教員に求められやすい。このようななかにあつて、本論文は占領期の高等学校を対象とする学校評価政策に着目し、その展開と特徴を明らかにするとともに、当時の学校評価政策の現代的意義を検討しようとするものである。

本論文は序章、第Ⅰ部「戦後初期学校制度改革と水準保障」(第1・2章)、第Ⅱ部「IFELにおける学校評価論の形成とその特徴」(第3・4章)、第Ⅲ部「中等教育における学校評価構想の形成とその特徴」(第5・6章)と終章から構成されている。まず序章で、本論文の課題設定と先行研究の分析が行われ、本論文の研究方法や構成が示される。

第Ⅰ部では学校教育法や高等学校設置基準の立案過程などの分析が行われ、教育行政機関を主体とする学校の水準保障方策が構想されたこと、これを前提としながらも民間情報教育局(CIE)のオズボーン(Monta L. Osborne)や文部省の大照完はより学校主導の構想を有していたこと、しかし両者には高等学校設置基準の水準をめぐる対立があり、設置基準には外的基準が定められ、教育活動や学校経営などの質保証策はその後に委ねられたことなどが示されている。第Ⅱ部では教育長等講習(IFEL)農業班における学校評価構想の分析が行われ、CIEのネルソン(Ivan Nelson)は学校評価システムを農業高校で実現しようとしたこと、そのためIFEL農業班を指導し『教育の協同評価』の作成を行ったこと、この『協同評価』では多様な農業教育活動に配慮しつつも一定の農業教育条件水準を明らかにする評価基準が提起されていたことなどを明らかにしている。第Ⅲ部では高等学校設置基準後の『中学校・高等学校 学校評価の基準と手引(試案)』の立案過程などの分析が行われ、オズボーンらは学校認証協会の設置による自治的な水準向上の構想を有していたこと、CIEが教育政策立案から手を引き始めるにつれ地方教育行政機関が実施主体となつて行う学校評価制度構想へと変わっていったこと、それでも同『手引(試案)』は教育条件基準を具体的に補完する内容を含むものであったことなどを示した。

終章では、占領期学校評価構想の特徴を整理し、それに基づき、学校が備えるべき教育条件の明示や学校設置者・教育行政機関への水準達成の責任の付与など占領期構想の現代的意義を検討し、最後に残された課題を示して論文を締めくくっている。

本論文は、占領期の各学校評価構想を多くの史料の分析によって繋ぎ、その内容と展開を明らかにしたこと、そして、評価対象の包括性や学校関係者による自治的評価など、現代とは異なる構想が当時存在していたのを示すことで、現代の学校評価を再検討していく視点を提起したことに学術的意義が認められる。よつて、本論文は、博士(教育学)の学位を授与するのに相応しいものと判断された。